

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 51 条第 2 項ただし書および第 3 項の規定に基づき、次のとおり公示の方法によって裁決を送達します。

令和 8 年 7 月 24 日

滋賀県知事      三   日   月      大      造

1 送達を受けるべき者の住所および名称

審査請求人

審査請求書に記載されている住所 神戸市中央区江戸町 85 番地 1 号 ベイ・ウィング神戸ビル 9 階

名称 株式会社ルート 代表取締役 中田孝成

2 公示事項

審査請求人が令和 4 年 7 月 26 日に提起した審査請求について、令和 8 年 3 月 24 日に裁決をしましたが、審査請求人の所在が不明であり、審査請求人に裁決書の謄本を送付することができません。

よって、裁決書の謄本は、滋賀県農政水産部農政課（大津市京町四丁目 1 番 1 号）において保管し、いつでも審査請求人に交付しますので、審査請求人は滋賀県農政水産部農政課に申し出てください。